

電報送達紙

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす

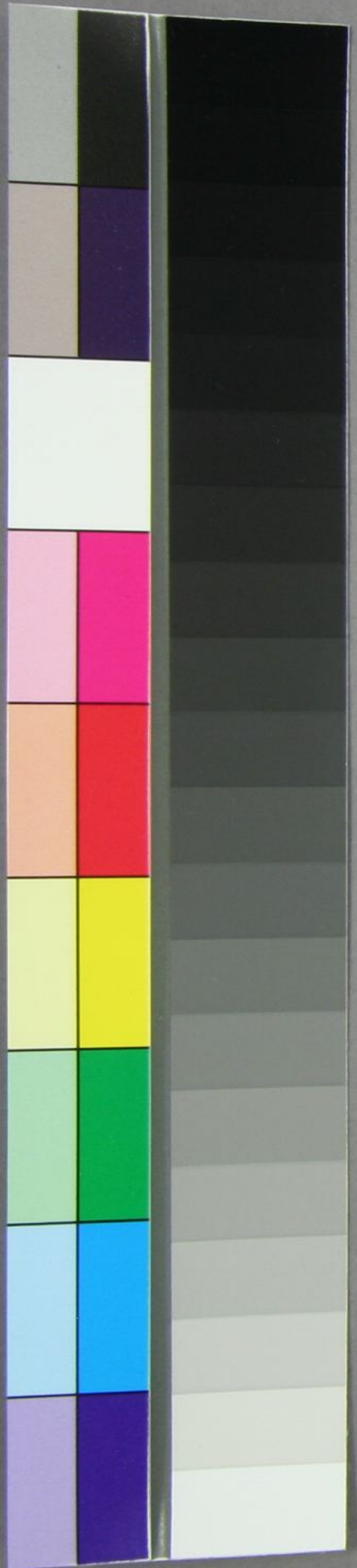
●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付箋に直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざること

局著	局	發	名氏所居人信受
當務者	信受	付受	第
モ	モ	モ	九
ス	ス	ス	カ
時	時	時	私
分	分	分	
0	5	00	
0	00	00	
ウ	ユ	オ	定指
カ	ウ	サ	同文電報
ク	=	ガ	名氏所居人信發
ガ	オ	ゴ	マ
イ	エ	コ	事記
ク	セ	ウ	
コ	ウ	ワ	
ウ	エ	カ	
ダ	ウ	イ	
ト	ト	エ	

同文電報

印附局著 番號 著信
6.5.23
025

印刷局製造



電報送達紙

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたる場合は其由を付箋し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせず

局著		局		發		名氏所居人信受	
當 務 者	信 受 時 分	信 受 時 分	月	日	號	報	局
指						名氏所居人信發	
事						著	
信						番	
號						號	

リニニニ
シクニセ
コワクイイ
コンクト
ロスリヤニ
ミルニセ
クエニ
カンウジコ
セコキ
イウカイ

2



電報送達紙

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたる場合は其由を付通し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざること

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす

局著	局發	受信人居氏名			
當務者 信受 午	付受 午	第	月	日	3
時	時	分	分	分	
分	分	分	分	分	報局號日分字
指 定					受信人居氏名
事 記					著信 番號
印 附 口 局 著					著信 番號

印刷局製造



十イ 1
 三= サイカ
 夕 / カテン
 リン ト
 フジ
 コ 3 ユウ
 コ ユウ
 コ ユウ サア
 ワク - 5
 = ヲ フジ 5

電報送達紙

●注意

万一他人に宛てたる電報の配達を受けたる場合は其由を付箋し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざること

●注意

受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす

局著		局發		受信人住所氏名	
當受 務者	信受 午	付受 午	第		
	時	時	月		
	分	分	日	號	局報
指定				受信人住所氏名	
事記				著信 番號	
印刷局製造				附日局著 印	

4



24-23
 ンヤ
 レヤ 13 22
 ン= 11 11
 が 11 11
 4 11 11
 1 11 11
 1 11 11
 1 11 11

電報送達紙

●注意

受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす

印刷局製造

●注意

万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付箋し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるへ決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざること

局著	局	局	發	名氏所居人信受	
					當受信務者
分	字	分	日	號	報局
ヤ 4=1				名氏所居人信發	指
3 1 2 3 4					
= 2 3 4 5				名氏所居人信發	事記
カ 9 7 5					
ネ = 1 2 3 4				名氏所居人信發	印附口局著
テ 2 3 4 5					
ク 1 2 3 4				番號	著信
ク 1 2 3 4					
ク 1 2 3 4				番號	著信
ク 1 2 3 4					




電報送達紙

●注意

万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付連し直に之を配達したる電信局所に返展せらるべく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざること

●注意

受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす

局著	局	發		受信人居氏名		
當務者 受信 信	受信 信	第	月	6		
時	時	日	號			
		分	字	分	日	報
セウウイキ				指		
キノヲハエ						
シイヨンウ				發		
スダヒンダ						
↑				事		
↑カシン						
ヨナンシジ						
ウルソダ						
ミミダ						
ヤ						
印附日局著		番號		著信		
						

印刷局製造

電報送達紙

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたりたるときは其由を付書し直して之を配達したる電信局所に返展せらるへく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざることを

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日者局に於て受信したるものとす

局著	局	發	受信人氏名
當受 務信 者	信受 午	付受 午	ノ
時	時	第	
分	分	日	
	字	號	報局
カ	カ	エ	指
シ	ウ	ニ	三
セ	ウ	ニ	セ
シ	ウ	ニ	
ア	ア	ニ	事
ハ	ウ	ニ	
ハ	ウ	ニ	
ウ	ウ	ニ	
セ	オ	カ	
カ	カ	カ	


印刷局製造



電報送達紙

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を待達し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざること

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受領したるものとす


局著	局	發	名氏所居人信受
當受 務信 者	信受 午	付受 午	
時	時	第	
分	分	日	報
字	分	號	局
トリウ = 定指			<div style="font-size: 2em; font-family: cursive;">J</div>
ソ = エンテ			
ウクヤサオ			名氏所居人信發
ヤヰイホク			
イサセマ			事記
コニイサマ			
ウカクンウ			印附日局著
コイワヰ			番號 著信
ウキイ			

印刷局製造

電報送達紙

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたる場合は其由を付箋し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべし決して其受取本人へ直送し又は手渡しせらるべし

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受領したるものとす


局著	局	發	受信人住所氏名			
當務者 信受 午	付受 午	第	9			
時	時	月				
分	分	日				
			報局	號	字	
ウケ			指定	發信人住所氏名		
クク			事記			
ンワ						
ワン			著信番號			
ヲシ			著信附日印			
十一						
シ						
井						
三						
ニ						

印刷局製造

電報送達紙

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは其由を付達し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざること

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす

局著	局	發		受信人居氏名	
當受 務信 者	信受 午	付受 午	第	10	
時	時	月			
分字	分	日	號		
シ = カエコ				定指	
ナ / / ウ				受信人居氏名	
ンゾエエコ					
ク ヨユ					
リ / / ウ 大				事記	
エクギ				著信 番號	
ンイ					
セクンヨ					
クコイ					
ツイウキ				著信 番號	
印附日局著		著信 番號			
					

印刷局製造

大隈侯八廿二日午前九時依賀市公會
於中校著名學校談生徒二千名對
之約二時方之且リ修養之園入演説ヲ試
之多大ノ感動ヲ能ハル次デ十一時依
賀婦人会ニ望ミ講義ヲナシタリ午二
時ヲ依賀市郊外鰯島字別卯神野
ノ法華堂ニ移ル官民聯合ノ大歡迎會
ニ出席シ野口市長ノ歡迎ノ辭ニ對シ謝
辭ニ兼テ懷舊談ヲ試シ藩祖直茂公ヲ呼

傳

堂



博
覽
稱

比田雙公ノ大ナル事蹟ヲ推尊兼其推稱シ約
 三千ノ會衆ニ多ク大ノ感動ヲ興與ク大唱采ヲ
 カリシ岡田知事ノ發声ニテ大隈侯ノ萬歳ヲ唱
 事^成リシ大盛勅會裏ニ九時散會帰途早大校友會
 千田縣會議員ノ経営セル高等^女學校ヲ參觀シ
 一時場ノ訓和ヲナシ更ニ午後六時ヨリ九時銀河
 家ノ招待會ニ赴キシ演説ヲナシタリ